

工場立地法よくある質問（豊橋市）

- 工場立地法について、本市の運用事例をまとめています。
- 本事例とあわせて、愛知県産業立地通商課作成の「よくある質問」も参照してください。 → 愛知県 工場立地法 検索

■ 環境施設

Q 1. 条例による緑地率の緩和は、どの区域が適用されるのですか。また、緩和後の割合（パーセンテージ）はどうなるのですか。

本市では条例により、企業庁分譲地及び工業専用地域（以下「市準則適用区域」と言います。）について、緑地率等を緩和しています。その他の地域（以下「法準則適用区域」と言います。）は、工場立地法による全国一律の基準を適用しています。

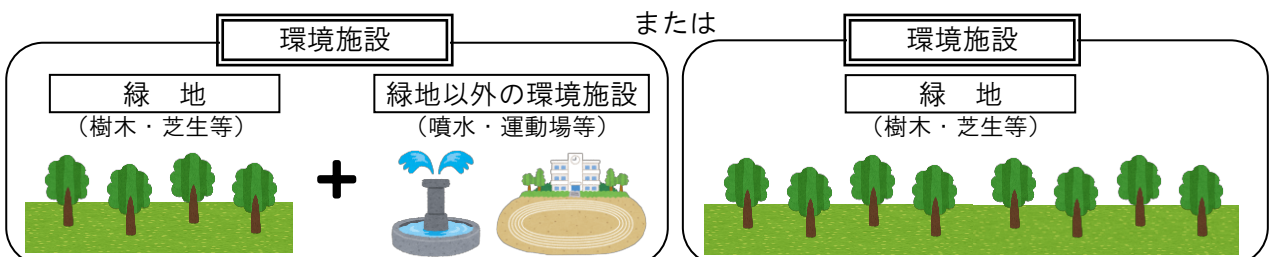
区分	対象区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地の算入率
市準則適用区域 (※)	・企業庁分譲地、 （豊橋若松地区、豊橋石巻西川地区） ・工業専用地域 （御津2区、神野西1区、明海地区等）	15%以上	20%以上	（緑地面積率の） 50%以下
法準則適用区域	上記以外 （工業地域、準工業地域、市街化調整区域等）	20%以上	25%以上	（緑地面積率の） 25%以下

※ 条例による緑地率等の緩和は、平成29年4月1日以降の届出が対象です。緩和した基準を採用する場合は、別途環境活動計画書の提出が必要です。（Q8参照）

■ 環境施設

Q 2. 「環境施設」、「緑地」、「緑地以外の環境施設」の概念は、それぞれどのような関係になるのですか。

「環境施設」は、「緑地」及び「緑地以外の環境施設」を言います。「環境施設」の面積を「緑地」の面積で達成している場合には、「緑地以外の環境施設」を設置する必要はありません。



■ 環境施設

Q3. 人工芝は工場立地法上の「緑地」として認められますか。

人工芝は工場立地法上の「緑地」としては認められません。工場立地法でいう「緑地」とは、光合成等の大気浄化作用を行う樹木、芝その他の地被植物が生育している土地のことです。

ただし、その区画が美観等の面で公園的な形態を整えたオープンスペースであれば「緑地以外の環境施設」となります。

■ 重複緑地

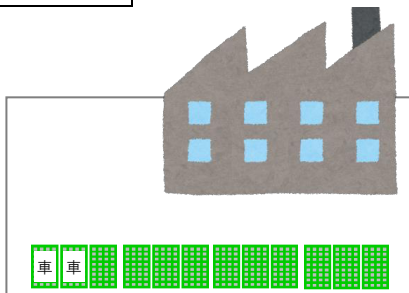
Q4. 重複緑地とは、どのようなものをいうのですか。

重複緑地は、生産施設の屋上・壁面に設置された緑地や駐車場の緑地など、他の施設と重なって設置する緑地を言います。

〔重複緑地の例〕

パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地、屋上の緑地、壁面の緑地（フェンス、石垣、よう壁、屋外プラントなどを緑化する場合も含みます）

駐車場の緑地

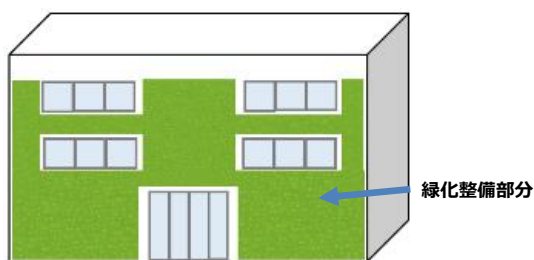


※1台分のスペースの半分以上を緑化すること

屋上の緑地

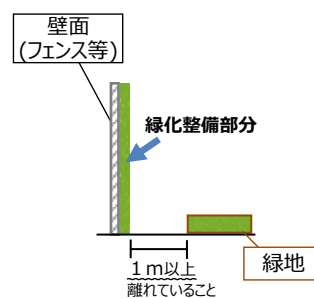


壁面の緑地

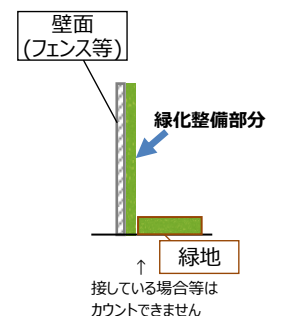


※1年を通して緑化していること
※他の緑地と1m以上離れていること

○算入できる



×算入できない



■ 重複緑地

Q 5. 重複緑地はどの程度まで工場立地法上の「緑地」として認められるのですか。

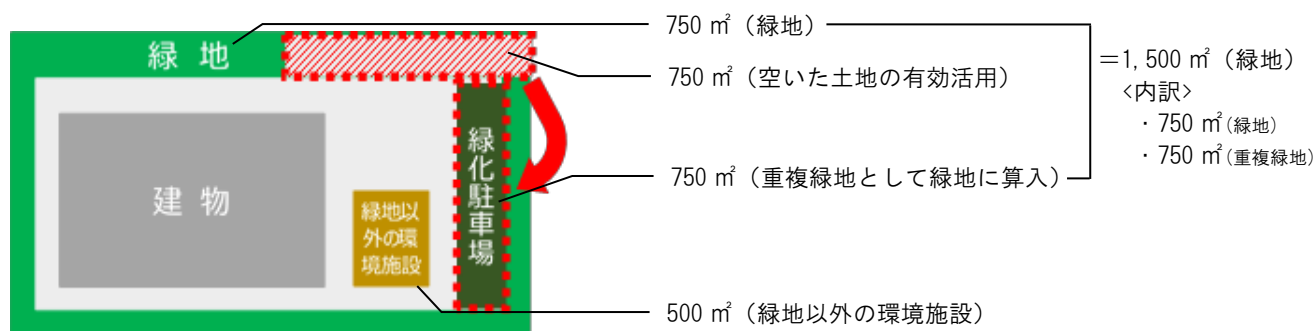
重複緑地が、工場立地法の「緑地」として認められるのは、工場敷地にある「緑地」面積の25%（市準則適用区域(Q 1 参照)は50%)までです。これを超える重複緑地は、「環境施設」としてカウントすることができます。

〔計算例〕

事例①（市準則適用区域の場合）

- ・ 敷地面積：10,000 m²
- ・ 環境施設：2,000 m²（緑地面積：1,500 m²、緑地以外の環境施設面積：500 m²）

この場合、750 m²までを緑地として認められます。（緑地面積1,500 m²×50%）

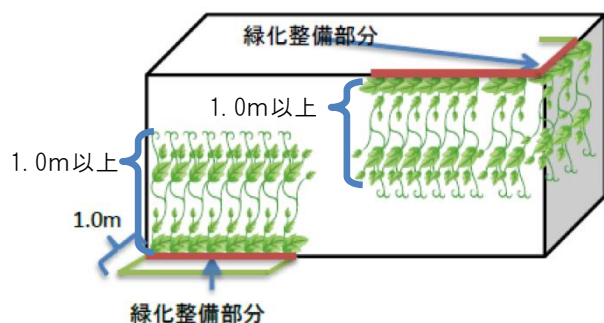


■ 重複緑地

Q 6. 壁面を緑化する場合、どのように緑地面積を測定しますか。

また、その場合、植栽高に制限はありますか。

緑化しようとする部分の水平延長に1メートルを乗じた面積を緑地面積とします。ただし、植栽高は1メートル以上とします。（豊橋市の独自の取り扱いによる）

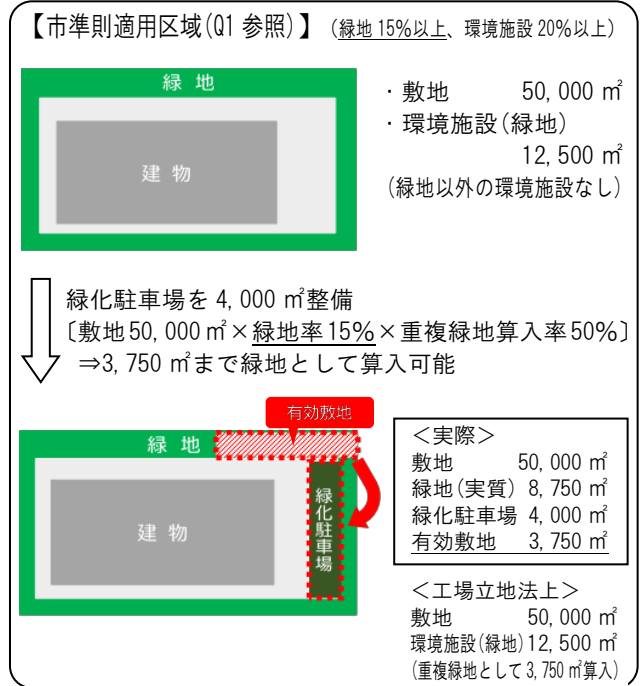
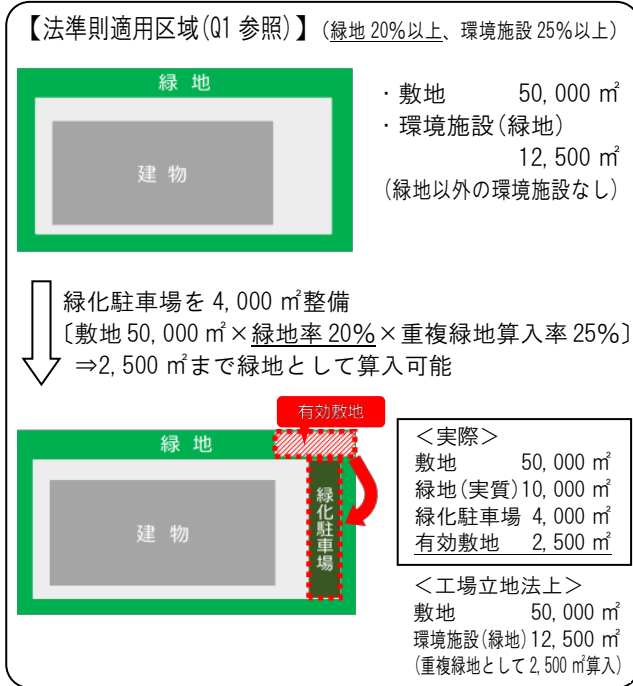


■ 重複緑地

Q7. 重複緑地を活用した場合、有効活用できる土地はどのくらい増えるのですか。

敷地面積によって異なりますが、以下のイメージ図を参考にしてください。

イメージ図



※Q8～Q10は、市準則適用区域(Q1参照)で、緩和した緑地率等の基準を採用する場合に適用します

■ 環境活動

Q8. 環境活動とは、どのような活動を行えばよいですか。

緩和後の基準を採用する場合は環境活動を行う必要があります。

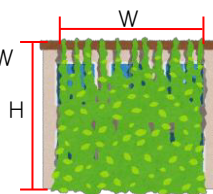
環境活動とは、環境保全に寄与する取り組みのことで、下記の実施基準により行います。環境活動計画書に取組内容等を記載のうえ、届出から1年以内に実施してください。

区 分	実 施 基 準
事業所内活動型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所が主体となったエコ通勤の実施 ・ 緑のカーテンの設置 (20㎡以上) や観葉植物の設置 (20㎡以上) など [※] ・ 研修会や講習会など環境保全環境負荷低減のための社内教育を1回以上実施 ・ ISO14001、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入、更新 ・ 雨水を事業所内で積極的に利活用する ・ その他環境負荷低減に資する取組 (エコカーの導入など)
地域貢献型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 530運動環境協議会への加入 ・ 事業所周辺や周辺校区内の自主的な美化活動を1回以上実施 ・ 干潟、海岸等 (河川、水路含む) における美化活動を1回以上実施 ・ 外来生物駆除作業を1回以上実施 ・ その他環境保護、環境保全活動を1回以上実施
支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ボランティアへ1回以上支援 (人的・経済的) ・ NPOや市民団体の環境に関する活動へ1回以上支援 (人的・経済的) ・ 環境活動振興基金等へ1回以上寄付

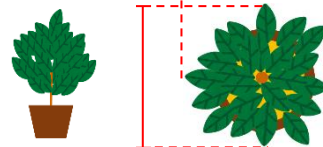
〔面積の測定方法〕

緑のカーテン

高さH × 幅W
=20㎡以上



観葉植物



(上から見て)

プランター1つの面積 = 最大値(縦) × 最大値(横)
× プランターの数 = 20㎡以上

■ 環境活動

Q9. 環境活動計画書の提出はどのように行えばよいですか。また、活動の報告についてどのように行えばよいですか。

工場立地法の届出と同時に提出してください。環境活動計画書に記載した取組が完了したときは、1月以内 (継続的に実施する取組にあっては届出から1年以内) に環境活動実施報告書を実施したことがわかる書類を添えて提出してください。

■ 環境活動

Q10. 環境活動計画書は届出ごとに必要ですか。

1度届出をすれば、次の変更届出の際に、再度提出する必要はありません。ただし、必要に応じて環境活動への取組状況の調査を行います。